

平成 28 年 度
日本・中国青年親善交流事業（日本青年中国派遣）（第 38 回）
日本・韓国青年親善交流事業（日本青年韓国派遣）（第 30 回）
追加募集 応募要領

1 応募資格

日本・中国青年親善交流事業（日本青年中国派遣）及び日本・韓国青年親善交流事業（日本青年韓国派遣）の参加青年に応募する者は、それぞれ、次の各条件を満たす者でなければならない。なお、本事業に参加申込みをした者は、平成 28 年度において内閣府が実施する他の青年国際交流事業へ応募することはできない。

(1) 国籍及び年齢

日本の国籍を有し、平成 28 年 4 月 1 日現在、18 歳以上 30 歳以下（昭和 60 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに出生）の者

(2) 社会への貢献

地域、職域、学校又は青少年団体等において、帰国後もその経験を生かして国際交流活動、青少年活動等を活発に行うことが期待できる者

(3) 心身の状況

心身が健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者

(4) 知識及び技能

日本の社会、文化等について相当程度の知識又は技能がある者

(5) 訪問国への関心と理解

訪問国に対して関心と理解がある者

(6) 語学力

訪問国の公用語（中国語、韓国語）により簡単な日常会話ができる者が望ましい。
公用語ができなくても選考試験で不利になることはない。

(7) 事業全日程への参加

事前研修、出発前研修、派遣プログラム及び帰国後研修の全日程に参加できる者

2 欠格事由

次の各条件のいずれかに該当する者は応募することができない。

(1) 本事業を含め、内閣府の行う青年国際交流事業（「世界青年の船」、「東南アジア青年の船」等）に参加したことのある者

(2) 国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者

3 募集期間

平成 28 年 4 月 4 日（月）～ 4 月 20 日（水）

4 募集人員

(1) 日本青年中国派遣 25 人（ただし、当初の募集期間との合計）

(2) 日本青年韓国派遣 25 人（ただし、当初の募集期間との合計）

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 1） 1 通
（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）

イ 作文 1 編
（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）

a テーマ

本事業の参加青年として参加することになった場合、
事業の活動の中で何をしたいか
帰国後その経験をどのように生かすか
という点を中心に具体的に記述する。題名は自由に設定してよい。

- b 字数
1, 200字以内(題名及び氏名は字数に含まない。)
- c 書式
縦A4判横書きとし、題名、氏名及び字数を明記すること。
(別紙書式による作成を推奨する。)

ウ 健康診断書(様式2) 1通

健康診断書については、様式2以外のもので構わないが、必要項目及び注意書きは確認の上、提出すること。様式2にある項目のうち不足しているものがあれば、内閣府から追加診断を受けるよう求めることがある。

提出書類の様式については、内閣府ホームページ(<http://www.cao.go.jp/koryu/>)からダウンロードすること。

(2) 提出先及び提出方法

応募者は、参加申込書及び作文をそろえて、日本青年国際交流機構へ郵送または電子メールにより提出すること。

健康診断書については、中間選考を経て内閣府に推薦される者のみ、内閣府に4月27日(水)(消印有効)までに郵送により提出すること。

平成28年度内閣府青年国際交流事業について、既に都道府県又は全国的青少年団体等に応募したものは、応募することができない。

(3) その他

提出書類は返却しない。

6 選考の流れ

(1) 中間選考

日本青年国際交流機構の代表者が書類選考を行う。

(2) 第2次選考

内閣府は、日本青年国際交流機構の代表者からの推薦に基づき第2次選考の受験者を決定し、その受験者について、第2次選考を実施する。

ア 科目

- a 面接試験
- b 教養試験、小論文

イ 期日及び場所

期日：平成28年5月28日(土)又は5月29日(日)のうち内閣府が指定する日

場所：中央合同庁舎第8号館(東京都千代田区永田町1-6-1)

ウ 経費

試験を受けるために必要な交通費、宿泊料等の経費は、本人の負担とする。

エ 通知

第2次選考の結果は、平成28年6月中旬までに内閣府から本人に直接通知する。

なお、第2次選考試験に合格した場合は、内閣府から通知する期日までに、本人の参加誓約書及び勤務先の雇用主等(学生にあっては、学長、学部長、ゼミ担当教員等)の参加確認書各1通を内閣府に提出しなければならない。

(3) 最終選考

第2次選考合格者は、事前研修に参加する。

内閣府は、事前研修の結果を踏まえ、参加者を最終的に決定し、合格者に対して参加決定書を交付する。